

2018年10月16日

お客様各位

中央労働金庫

「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」
摘要欄の誤りに関するお詫び

このたび、お客様が年末調整等で『住宅ローン控除』を受ける際にお使いいただく当金庫発行の『年末残高証明書』（2005年～2017年発行分）につきまして、一部のお客様に関し、摘要欄（詳細は次ページをご覧ください）へ記載している残高に誤りがあったことが当金庫の調査により判明いたしました。お客様にご迷惑をお掛けすることとなりましたことを心よりお詫び申し上げます。当金庫で『年末残高証明書』を発行中のお客様につきましては、本年発行予定の『年末残高証明書』からは、正しい内容に改めさせていただきます。

従いまして、年末調整等におきまして摘要欄の残高に基づいて年末調整等のお手続きをされていた場合は、年末調整の再計算や修正申告などお客様による税務上のお手続きに影響が出る可能性がございます。

対象となるお客様に対しましては、現在、当金庫よりご案内を進めているところでございますが、これまで摘要欄に基づいて年末調整等のお手続きをされていたお客様におかれましては、大変お手数をおかけいたしますが、下記の専用フリーダイヤルへご連絡くださいますようお願い申し上げます。

当金庫では今回の事態を真摯に受け止め、さらなる事務管理体制の向上を図り、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

中央労働金庫 年末残高証明書専用フリーダイヤル

TEL：0120-315-609（平日 9：00～18：00）

※本ご案内における略称表記について

住宅ローン控除・・・住宅借入金等特別控除

年末残高証明書・・・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入 れ等をしている者	住 所 氏 名	
住 宅 借 入 金 等 の 内 訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ 3 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	年末残高	円
	当初金額	年 月 日 円
償 還 期 間 又 は 賦 払 期 間	年 月 からの 年 月 まで	
居住用家屋の取得の対価等の額 又は増改築等に要した費用の額	円	
(摘要)	借換時の諸費用等住宅借入金等特別控除の対象外と なる金額を除いた年末残高 (当初金額	円 円)

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、平成 年 月 日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する新築改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

平成 年 月 日

(住宅借入金等に係る債権者等)

所 在 地
名 称

Ⓔ

(事業免許番号等

)

摘要欄へ記載している残高の一部に誤りがあったことが判明いたしました。

こちらの残高に基づいて年末調整等のお手続きをされていた場合は、年末調整の再計算や修正申告などお客様による税務上のお手続きに影響が出る可能性があります。